

亀山市告示第36号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月19日

亀山市長 櫻井 義之

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示の一部を改正する告示

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示（平成29年亀山市告示第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示</u></p> <p><u>亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u>（平成28年3月28日亀山市規則第4号）第4条及び第13条の市長が別に定める機関を第1に、亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）別表第6の5の表</p>	<p><u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に定める認定基準の適合性を審査する機関、同認定基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法及び簡易な評価方法を定める告示</u></p> <p><u>亀山市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則</u>（平成28年3月28日亀山市規則第4号）第4条及び第13条の市長が別に定める機関を第1に、亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）別表第6の5の表及</p>

及び別表第6の6の表の建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、別表第6の7の表の法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第3に、別表第6の5の表及び別表第6の6の表の法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、別表第6の7の表の法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定める。

第3 法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面

〔（1） 略〕

（2）法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消

び別表第6の6の表の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）

第35条第1項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第2に、別表第6の7の表の法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとして市長が別に定める方法を第3に、別表第6の5の表及び別表第6の6の表の法第35条第1項第1号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第4に、別表第6の7の表の法第2条第1項第3号の規定により定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法を第5に定める。

第3 法第2条第1項第3号に規定する基準又はこれと同等の基準に適合するものとする方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書面の交付を受けたものとする。

1 一戸建ての住宅又は共同住宅等の場合 次のいずれかに該当する書面

〔（1） 略〕

（2）法第35条第1項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（以下「性能向上計画認定」という。）に係る建築物のエネルギー消

費性能の向上等に関する法律施行規則  
（平成28年国土交通省令第5号）  
第25条第2項の通知書及び建築基  
準法（昭和25年法律第201号）  
第7条第5項、第7条の2第5項又  
は第18条第18項に規定する検査  
済証（以下単に「検査済証」とい  
う。）

[（3）～（5） 略]

[2 略]

費性能の向上に関する法律施行規則  
（平成28年国土交通省令第5号）  
第25条第2項の通知書及び建築基  
準法（昭和25年法律第201号）  
第7条第5項、第7条の2第5項又  
は第18条第18項に規定する検査  
済証（以下単に「検査済証」とい  
う。）

[（3）～（5） 略]

[2 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。